

児童扶養手当の受給には申請が必要です!



児童扶養手当は、次のいずれかに該当する児童を監護する父、母または父母にかわりその児童を養育する 方が受給対象となります。受付は随時行っていますが、手当の支給は申請月の翌月分からとなります。

■手当の対象となる児童

「児童」とは、18歳の年度末までにある児童をいいます。ただし、一定の障害がある場合は、20歳未満までが対象となります。

- ・父母が離婚した児童
- ・父または母が一定の障害の状態にある児童
- ・父または母が1年以上遺棄している児童
- ・母が婚姻によらないで生まれた児童
- 父または母が死亡した児童
- ・父または母が生死不明な児童
- ・父または母が1年以上拘禁されている児童
- ・母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

■申請方法

認定請求書と必要書類(戸籍謄本など)を添えて、福祉こども課まで提出してください。

※受給要件や提出書類等は、所得や家族の状況などによって異なります。事前に福祉こども課までお問い合わせください。

■支給額

【全部支給の場合】

児童1人目:43,160円

児童2人目の加算額:10,190円 児童3人目以降の加算額:6,110円

【一部支給の場合】

児童1人目:10,180円~43,150円

児童2人目の加算額:5,100円~10,180円 児童3人目以降の加算額:3,060円~6,100円

※一部支給の場合、所得に応じて支給額が決定します。

※受給資格者、同居の扶養義務者の前年所得が一定額 以上である場合、その年度(11月から翌年10月まで) の手当の一部または全部の支給が制限されます。

■その他

- ・受給資格があっても、**請求しない限り支給され** ませんので、ご注意ください。
- ・婚姻の届出をしていなくても事実婚の場合や児 童福祉施設に入所中、里親に委託されているな どの場合は、手当が支給されません。

ハローワーク臨時相談窓口を開設します

児童扶養手当を受給している方を対象とした、ハローワーク水戸の臨時相談窓口を開設します。

日 時 8月13日(金) 午前10時~午後4時

※午後1時~2時は除く

場 所 福祉こども課 特設窓口

問合せ ハローワーク水戸 専門相談部門

☎029-231-6223

~現在、児童扶養手当を受給している方へ~

●児童扶養手当現況届を提出してください

現在、児童扶養手当を受給している方(支給停止になっている方を含む)は、**8月31日(火)**までに現況届の提出が必要です。現況届の提出がないと、11月分以降の手当が受給できなくなりますので注意してください。

●児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書の提出について

児童扶養手当の受給から5年を経過するなど、一定の要件に該当する受給者へ『児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ』を送付しました。期限内に必要書類を添付して、福祉こども課まで提出してください。届出書を提出されなかった方は、手当の2分の1が支給停止となる場合があります。

問合せ 福祉こども課 ☎029-353-7265(直通)